



一般社団法人全麵協東日本支部

第 12 回通常総会議案書(議決後)

令和元年 5 月 20 日 (月)

於 麵業会館 2 階会議室

次 第

挨拶 支部長 阿部成男

議事

第 1 号議案	平成 30 年度事業報告	1
第 2 号議案	平成 30 年度事業収支・監査報告	13
第 3 号議案	役員選出 (監事) (案)	16
第 4 号議案	令和元年度事業計画 (案)	17
第 5 号議案	令和元年度事業収支予算 (案)	19
第 6 号議案	(一社) 全麵協支部改編検討委員会 における東日本支部分割について	20
	上記関係資料	22

## 第1号議案

### 一般社団法人全麺協東日本支部事業報告書 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 1 第11回通常総会の開催

日時・会場 4月11日(水) 13:30～ 麺業会館

内 容 ・平成29年度事業報告

・平成29年度収支報告・監査報告

・支部規約の一部改正案

・役員選出要綱の一部改正案

・30・31年度支部役員選出

・平成30年度事業計画案

・平成30年度収支予算案

※ 議決後の議案を支部会員へ通知するほか全麺協 HP に掲載

#### 2 第10回全麺協東日本支部会員そば打ち交流大会の開催

開催日 平成31年2月10日

会場 山武市「ホテル浪川荘」

主管 千葉県そば推進協議会

参加チーム 支部正会員 12チーム(36人)

競技種目: 二八そば(1.0k)、10割そば(1.5k)、更科そば(二八の1.0k)

※ 別紙報告書参照(4ページ)

#### 3 段位認定地方審査員技術研修会の開催

##### 支部北会場

日程 平成30年7月22日(土)

会場 郡山市 郡山ユラックス熱海

内容 講義(審査要領、審査員心得)等

協力団体 大島そば同好会

##### 支部南会場

日程 平成31年2月9日(土)

会場 山武市「ホテル浪川荘」

内容 講義(審査要領、審査員心得)等

協力団体 千葉県そば推進協議会

※ 別紙報告書参照(6ページ)

#### 4 日本そば大学講座第2回東日本学舎の開催

開催日 平成31年1月26～27日

会場 常陸太田市交流センターふじ

主管 いばらき蕎麦の会

※ 別紙報告書参照(7ページ)

#### 5 地域活性化事業の推進

地域に根差したそば文化紹介制度

そばによる地域活性化モデル事業

今年度は、支部会委員の事例や提案を受けて、来年度に具体的な事業を推進することとした。

## 6 そば打ち技術研修会の開催

四段位受験希望者対象

土浦会場

開催日 平成30年6月23日(土)～24日(日)

会場 茨城県立中央青年の家

受講者 42名

別紙報告書参照(10ページ)

板橋会場

開催日 平成30年8月4日(土)～5日(日)

会場 板橋区立志村コミュニティセンター

受講者 40名

別紙報告書参照(11ページ)

## 7 支部内で開催される全麵協直轄事業への協力

### ① 四段位認定会

開催日 平成30年11月3日～4日

会場 宇都宮市清原工業団地管理センター

### ② 五段位本審査会

開催日 平成30年11月10～11日

会場 台東区民会館

## 8 その他

### ① 東日本支部段位認定会主催者連絡会議の開催

段位認定制度を継続発展させていくために、受験者の確保や円滑な運営、採算性の向上などについて、認定会的主催者が一堂に会して意見交換を行った。

開催日 平成30年7月9日(月)午前

会場 麵業会館 2階会議室

出席者 12団体及び本部加藤専務理事、藤間理事・事務局長、横田段位認定部長

### ② 役員会の開催

開催日 平成30年7月9日(月)午後

会場 麵業会館 2階会議室

出席者 役員 22名

開催日 平成31年1月21日(月)午後

会場 全麵協研修センター

出席者 役員 24名

※ 会議結果は支部会員に報告済み

### ③ 支部長、副支部長に事務局長、幹事2名を加えて9人の執行役員会として、下記のとおり開催し、併せてメールによる情報交換を頻繁に行いました。

平成30年5月7日	平成30年度事業の具体的な執行計画について他
平成30年9月10日	四段位実技研修会の開催結果による課題について他
平成30年12月3日	支部改編検討について他
平成31年2月9日	支部長報告撤回要求への対応について
平成31年3月11日	東日本支部分割案について他

- ④ インターネットメールを活用して、全麵協理事会、支部役員会の報告など会員へのきめ細かい情報提供を行う。(インターネットメールの活用会員 100%を目指す。) 30 年度末 正会員 95、賛助会員 4 計 99 会員中 郵送が 3 会員で 97%となっているので、引き続き 100%を目指したい。
- ⑤ 全麵協ホームページの支部のページを積極的に活用していく。 広報幹事が総会の結果や各事業の報告を掲載している。  
※ 4 支部で最も掲載件数が多い
- ⑥ 他支部会員との交流を促進する。  
今年度は中日本支部を予定していたが、双方の日程等の調整がつかず、見送りになっている。

## 平成 30 年度全麵協東日本支部交流会・交流大会千葉報告書

### ●2019 年 2 月 9 日午後 6 時よりホテル浪川壮にて交流会

審査員研修会終了後、ホテル浪川壮にて東日本支部交流会を開催しました。

出席者、宿泊 67 名、交流会のみ参加 2 名の 69 名で行われました。

冒頭、東日本支部長の阿部成男氏より挨拶が行われ、菅野副支部長の乾杯で宴が開催されました。

宿泊者は翌日の交流大会関係者やスタッフが宿泊。宴が落ち着いたところで、司会者から交流大会参加チームそれぞれが代表者を出してカラオケが始まった。

12チームの代表だけでなく、出席者の中から飛び入り参加者も出て大いに盛り上がり、8時40分過ぎに終了しました。それぞれの部屋に戻っても交流を深めながら1日目が終了しました。

### ●2月10日交流大会 ホテル浪川壮体育館にて交流大会

昨日とは異なり、快晴の中で交流大会が開催されました。

審査員として阿部支部長、菅野副支部長、芳田副支部長、寺西恭子さん、柏倉執行役員が審査員として審査を行いました。

10時15分から全体の注意事項に続き、阿部審査員長からも今後のそば打ち会場は非常に確保することが大変な傾向にあることを示唆され、出場12チーム36名が和気あいあいの中にも闘志を漲らせ聞き入っていました。また、各チームの多くの応援団が観客として応援に訪れておりました。

前年優勝の杉戸麵打愛好会小川道場の代理として、新嵯執行役員より優勝杯返還が行われました。

10時より第1組二八そば打ちを開始しました。皆の打った二八そばは、昼の賄として使用されました。二八そばは皆が得意とするところで大きな失敗をする人もなく無事打ち終わりました。

ホテルの厨房を借りて、かき揚げそばを昼食として出しました。選手をはじめ審査員、スタッフ98名がかき揚げそばを食し、選手の打ったそばに大変満足しておりました。

午後は、13時より生粉打ちを開始しました。やはり我こそはと言われる代表が出ていましたので、さすがと思われるシーンが多々あり、それぞれ思いはありましたが無事終了いたしました。

最後は、更科そば打ちを2時15分から開始しました。更科となるとそれぞれ力量の差が出ていましたが、それでもそれなりに無事に打ち終わることができました。

段位認定会とは異なり、打ったそばの展示を見ることができそれぞれ切り揃えが立派に対応できており、関心致しました。技量と言うものは競ってこそ個々のレベルが上がるのだなと言うことが良く分かった大会でした。

審査結果はそれぞれの部門の個人賞から発表され、生粉、更科と初参加の千葉県そば推進協議会の二和そばの会がそれぞれ優秀賞をとったので、総合優勝かと色めき立ちましたが、二八そば優秀賞、他2部門は2位と3部門とも平均して安定した、宮城手打ちそば研究会が総合優勝、2位に彩蕎一門会、3位に千葉県そば推進協議会二和そばの会と言う結果になりました。

前日の交流会から2日間に渡り支部のそれぞれの方々との交流を深め、楽しいひと時を過ごしました。出場者の全員が来年こそは自分達がと秘めた闘志を燃やし、技量アップを誓った大会でした。

最後に、今大会に参加されたチームの皆様ありがとうございました。

また、開催準備に尽力くださいました支部役員や千葉県そば推進協議会のスタッフの方々には大変お世話になりました。

今後も、全麵協及び東日本支部の発展の為、またそば道のためにも全員が力を合わせ、地域のそば打ち人口掘り起し、発展等を願い今後もご協力宜しくお願いいたします。

千葉県そば推進協議会副理事長 腰原 弘敏

優勝 宮城手打ちそば研究会  
 準優勝 彩蕎一門会  
 第3位 千葉県そば推進協議会  
 部門賞 二八の部 宮城手打ちそば研究会(神尾 綾)  
 生粉の部 千葉県そば推進協議会(藤田 貴博)  
 さらしなの部 千葉県そば推進協議会(中村 悟)



開会式で審査員の紹介



二八の部



生粉の部



競演が終わりノーサイド、素晴らしい技術交流会でした。

平成 30 年度東日本支部「地方審査員審査技術研修会」の開催報告

支部北会場(協力団体 大島そば同好会)

1 日 時 平成 30 年 7 月 22 日(土)10:00~16:00

2 会 場 郡山ユラックス熱海

3 受講者数 38 名

4 内 容

① 模擬審査

- ・審査員が 6 班に分かれて、6 人の試技を模擬審査をした。
- ・各班には、1 名の全国審査員又は五段位認定者を配置。
- ・試技終了後採点について、各班ごとにディスカッションを進め、その要点をまとめる。
- ・代表者が班でまとめられた要点を発表した。

② 講義 段位認定部長 横田節子

一般社団法人全麺協の会員制度、審査員の心構え等を映像を使用して説明、質疑応答を受ける。

山武会場(協力団体 千葉県そば推進協議会)

1 日 時 平成 31 年 2 月 9 日(土)10:00~16:00

2 会 場 山武市「ホテル浪川荘」

3 受講者数 75 名(直前、当日欠席 10 名)

4 内 容 ① 講義 段位認定部長 横田節子

一般社団法人全麺協の会員制度、審査員の心構え等を映像を使用して説明

② 模擬審査

受講者数が多いことから受講者を 12 班に分け、会場内に打ち台 12 台、12 人の試技者に対して模擬審査を実施した。

全国審査員及び地方審査員の内五段位認定者を班長として各受講生の審査結果をディスカッションをし、その結果を班長が順次全員に報告をし、質疑応答の上、全員で意見交換を行った。

受講者からは「審査員の見方によって判断が分かれることがよくわかり、受験者のために慎重な審査が求められることを理解し審査技術の向上に努めなければならないことを実感した。」との感想をいただいた。

平成31年2月27日

一般社団法人全麵協東日本支部  
支部長 阿部成男様

いばらき蕎麦の会  
会長 人見實徳

「全麵協日本そば大学講座第2回東日本支部学舎in常陸太田」の  
実施結果について(報告)

一般社団法人全麵協東日本支部が主催し、いばらき蕎麦の会が主管団体として運営を担当した「全麵協日本そば大学講座第2回東日本支部学舎in常陸太田—茨城のそば文化を学び、そばによる地域振興を考える」について、結果の概要を下記の通り取りまとめたので報告します。

## 記

### 1 開催の目的

全麵協の会員が、茨城のそば文化をはじめそばについて学び、そばによる地域振興について考える機会を提供することにより、全麵協の設立目的としているそば文化の発展とそばによる地域の振興への取り組みを促す契機とする。

### 2 主催等

主催 一般社団法人全麵協東日本支部  
主管 いばらき蕎麦の会  
後援 一般社団法人全麵協

### 3 実施期日

平成31年1月26日(土)～27日(日)

### 4 会場

常陸太田市交流センターふじ(講座)  
新・西山荘カントリー倶楽部(交流会)  
新・西山荘カントリー倶楽部、中野屋旅館(宿舎)

### 5 参加者

東日本支部を中心に、中日本支部、西日本支部からの参加者も含め合計145名

### 6 開催の内容

#### (1)実施内容、スケジュール

1月26日(土)

11時00分～ 受付

13時00分～ 開講セレモニー

主催者挨拶 全麵協東日本支部長 阿部成男

理事長挨拶 全麵協理事長 中谷信一

歓迎の挨拶 茨城県知事 大井川和彦

(代理 県営業戦略部販売流通課技監兼課長川田和弘)

常陸太田市長 大久保太一

(代理 市農政部長武藤範幸)

13時30分～14時20分

講座1(基調講演)

全麵協のあゆみとそばによる地域振興に関する一考察

全麵協理事長 中谷信一

14時30分～15時20分

講座2 常陸太田市における常陸秋そばの現状と課題

常陸太田市農政部長 武藤範幸

15時40分～16時30分

講座3 茨城のそば文化を考える

いばらき蕎麦の会幹事長兼事務局長 野上公雄

18時00分～20時00分

参加者交流会(新・西山荘カントリー倶楽部)

常陸秋そば発祥の地の常陸太田市産のそば粉と食材を活用  
した茨城県北の名物蕎麦「けんちん蕎麦」を提供

参加者から各地の銘酒の差し入れがあり、交流会は大いに  
盛り上がり、情報交換も活発に行われた

27日(日)

9時00分～9時50分

講座4 日本におけるそばの品種育成と課題、将来展望

筑波大学教授 農学博士 林久喜

10時00分～11時30分

講座5 そばによる地域振興の実践事例発表

① 耕作放棄地対応とそばによる地域振興

(有)イワセアグリセンター常務取締役 菱沼良之

② 「そばトピア水府」を目指して

(有)水府愛農会代表取締役 和田範政

③ 10aの蕎麦から

(有)森ファームサービス代表取締役 森雅美

11時30分～12時30分 昼食、休憩

12時30分～13時20分

講座6 刃物に必要な具備条件

(株)アグネ承風社取締役社長 工学博士 朝倉健太郎

13時30分～14時20分

講座7 そば打ちを科学する「そば打ちと脂質成分」

そば塾彩蕎庵塾長 安田武司

14時30分～ 閉講セレモニー

## 閉講挨拶

東日本支部長 阿部成男

主管団体のいばらき蕎麦の会に対して、阿部支部長から感謝状贈呈  
参加者へ修了証が交付された

次回開催予定の群馬県から第3回のそば大学の案内があった

15時00分 散会

### (2)ロビーにおける展示発表、そば粉等の販売(両日)

- ・ そばによる地域振興に関する活動の状況をパネルで展示発表した
- ・ 茨城産の常陸秋そばのそば粉、そば道具類の展示販売を行った

## 7 収支決算

別紙の通り

## 8 開催結果

今回のそば大学は、「茨城のそば文化を学び、そばによる地域振興を考える」を主たるテーマとして関連する講座を盛り込んだものの、限られた時間を有効に活用しつつ内容の充実が図れたのか、多様な期待を持った参加者の多くを満足させることができたのかなど、不安な面があった。

しかし、講座の構成や内容については、参加者の反応が概ね良好であり、交流会も大きな盛り上がりを見せたこと等、全体としてはそれなりの成果を見たのではないかと感じている。

ただ、会場と宿舎が別で、分宿を余儀なくされたり、交通の便が悪かったり、参加者には不便を掛けてしまったこともあり、参加者が若干少なかったこと、事務局に負担が多くなったこと等反省点も残った。

今後は、更に講座等の内容の充実を図り、参加のし易さ、運営の簡便さを追求していくことが必要と考えられる。

## 9 参考資料

講座等の詳細については、そば大学の際に使用した別添のテキスト参照

## 平成30年度 東日本支部そば打ち技術研修会(四段位受験)土浦会場開催報告

主管 江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆

四段に向けての技術向上と次期指導者としての自覚向上を図ることを目的に、四段位受験予定者を対象とした平成30年度東日本支部そば打ち技術研修会(土浦会場)を開催しました。

1. 期日 平成30年6月23日(土)・24日(日)
2. 会場・宿泊先 茨城県立中央青年の家 茨城県土浦市永井987
3. 参加者 42名
4. 指導者 本部講師:全麵協段位普及部長 落合輝美、全麵協指定指導員 水口久雄、  
全麵協段位認定部長 横田節子、  
支部講師:指定指導員及び支部五段位認定者 15名 計 18名
5. 目的 そば打ちについて研鑽し、語り合い交流を深めること。指導者としての見識と四段に向けての技術向上を図る。更には東日本支部全体の活性化、レベルの底上げに繋げる。
6. 講演 安井東日本支部副支部長より本研修会の開催趣旨など含めご挨拶をいただいた後、落合段位普及部長から普通挽きと粗挽きの粉の加水量の違い等及びチェック表をもとに技術指導でのチェックポイントの説明を受けた。講義後、3名の支部講師によるデモ打ちを行った



落合段位普及部長の講義



柏倉・工藤・市川指導員によるデモ打ち

7. 指導 木鉢・延し・切りに場所を分け、指導員を配置し、作業工程順に参加者ごとにチェック表をもとにチェック・指導が行われた。指導員がチェックしたチェック表は本人に戻され、今後の研鑽においても自分の悪いところ・良いところが確認できる形で行われた。



指導風景(奥窓側:木鉢、手前側:延し)



(切り場)

8. 参加者 チェック表が記入し易く、自分の良い点・欠点が理解しやすく大変良かった等の感想がありました。
9. 講師 技術研修指導要点の内容が良く理解できましたとの感想がありました。

## 東京板橋会場研修会の報告書

平成30年全麵協東日本支部そば打ち技術研修会(四段位受検)

土浦会場(6月23日(土)・24日(日))に続いて8月4日(土)・5日(日)に東京都板橋区立会場にて四段位技術研修会を開催しました。

今年は厳しい暑さが続く中で40名の四段位を目指す受講生と東日本支部所属の五段位の指導員に大変熱心にご指導して頂き有意義な時間であったと感じています。

1. 開催日時 平成30年8月4日(土)・5日(日)AM9:00～PM5:00
2. 開催場所 東京都板橋区立志村コミュニティーホール3F大ホール
3. 本部指導員 落合輝美段位普及部長、横田節子段位認定部長、中村尚一専門チーム
4. 指導員 (五段位) 横山道國、星崎輝夫、飯田良男、仲山徹、吉田寛、荻原武雄、工藤勉、腰原好、掛札久美子、木村佐江子、市川宗信、齋藤スミ、赤石貴子、島村良三、石川勇二、鈴木光雄、土屋博一、土屋照雄(補助員)
5. 東日本支部 阿部成男支部長、菅野伸是副支部長、安井良博副支部長、芳田時夫副支部長、野島靖夫事務局長、土屋照雄補助員、高橋俊宏救護班
- 6 受講者 40名(別紙参照)



### 7. 研修会内容

8月4日(土)午前10時から開会式を行いました。阿部成男支部長に開会の挨拶をして頂きました。そして加藤憲専務理事もご来場され励ましの挨拶をいただきました。

その後、主管として安井良博副支部長にも挨拶をしていただきました。

開会式後は10:30から本部講師の落合輝美段位普及部長より2日間に渡っての指導方法、指導チェック等の講義内容をレクチャーしていただきました。

午前11:10からデモ打ち3名(掛札久美子、落合輝美、齋藤スミ)にデモ打ちをしていただき受講者は目の前で見学でき大変勉強になったと思います。

昼食時間後の午後1:00から3班(A班・B班・C班)に分かれて木鉢作業(水回し)とのし作業と切り作業の3工程において五段位指導員から徹底的にチェック・アドバイス等の指導を熱心にしていただきました。1、5K(粗挽き粉14:1)を3回作業して研鑽することができました。

4日初日の技術研修会後は受講生・指導員・支部役員・スタッフと一同に集まって交流会 & 反省会を開催致しました。尚、東京板橋会場は日帰りで参加される受講生もかなりいましたので翌日の研修会の事も考えて約1時間位の短い時間で交流会を開き親睦を深めることができました。

8月5日(日)の二日目はAM9:20から朝礼をし本日のスケジュール等を再度確認しスタートしました。AM9:50から前日と同様に3班に分かれて順次研鑽をスタートしました。

そしてAM11:30位からデモ打ち3名(仲山徹、赤石貴子、市川宗信)にデモ打ちをしていただき

ました。前日に引き続き2回のデモ打ちを見学でき受講生は大変勉強になったと思います。そして昼食休憩後に本研修会最後の研鑽を3班に分かれてスタートしました。PM3:20位に終了し全員で道具の後片付けをしPM4:10から閉会式を開催し阿部成男支部長に挨拶を頂きました。



## 8、成果

平成30年度東日本支部主催の技術研修会は6月23日・24日の土浦会場に引き続き東京板橋会場で2回目の開催をすることができました。東日本支部所属の五段位の指導員も大勢参加していただき熱心に指導していただきました。東京板橋会場ではデモ打ち披露を4日(土)・5日(日)の2日続けてすることができました。指導員の体の使い方、しぐさ、流れ等に間近に見学ができ大変参考にもなり受講生にとっては勉強になったと思います。又、東日本支部所属の五段位の指導員としての出番ができてモチベーションが高まったと思います。今後も継続して技術研修会は重要な事業だと思います。



第2号議案

(案)  
**全麵協東日本支部事業収支報告書**  
 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

単位:円

科 目	予算額	決算額	摘要
<b>I 収入の部</b>			
1 会費	475,000	410,000	82団体
2 全麵協助成金	570,000	586,650	
会費徴収手数料	520,000	586,650	
地方認定審査員研修会助成金	50,000	0	
3 事業収入	1,750,000	4,514,900	
単位取得手帳販売	50,000	42,500	500円x85冊
地方認定審査員研修会・郡山	400,000	102,400	受講料等 38名参加
地方認定審査員研修会・山武		259,000	受講料等 84名参加
支部会員対抗選手権・山武	100,000	1,246,100	参加料等
そば打ち技術研修会・土浦	1,200,000	1,221,100	受講料等 42名参加
そば打ち技術研修会・板橋		1,643,800	受講料等 40名参加
4 雑収入	5	2	預金利子
5 借入金	0	74,416	野島事務局長
当期収入合計(A)	2,795,005	5,585,968	
前期繰越金	17,314	17,314	
収入合計(B)	2,812,319	5,603,282	
<b>II 支出の部</b>			
1 事業費	2,200,000	4,819,087	
1) 単位取得手帳販売			
本部還付金	75,000	97,710	本部へ
その他経費	5,000	2,206	
2) 段位認定地方審査員研修会			
郡山経費	300,000	202,573	
山武経費		204,670	
支部事務経費	25,000	8,841	
3) 支部会員対抗選手権大会			
助成金	100,000	1,345,371	主管:千葉県そば推進協議会
4) 支部会員交流会			
助成金	100,000	0	開催なし
支部役員出張費	40,000	0	
5) そば打ち技術研修会			
研修会経費・土浦	1,000,000	1,221,100	残金3,024円含む
研修会経費・板橋		1,686,616	42,816円の赤字補填
6) そば大学			
助成金	100,000	50,000	主管:いばらき蕎麦の会
支部役員出張費	150,000	0	
事務経費	5,000	0	
7) 地域活性化			
助成金	200,000	0	
支部役員出張費	100,000	0	
2 管理費	532,000	693,922	
消耗品費	40,000	36,215	印刷インク・用紙代等
会議費	50,000	68,364	
旅費	350,000	524,992	役員会(2回)、執行役員会(4)他
振込手数料	2,000	1,836	
通信費	10,000	10,295	切手
雑費	80,000	52,220	
5 返金	0	74,416	野島事務局長
6 予備費	80,319		
当期支出合計(C)	2,812,319	5,587,425	
次期繰越額	0	15,857	
支出合計		5,603,282	

全麵協東日本支部  
平成 30 年度 監査報告書

令和元年 5 月 6 日、東日本支部長から提出された事業収支報告書、諸帳簿、関係書類を監査しましたところ、全て適正に執行されているものと認められましたことを報告します。

令和元年 5 月 6 日

監事 野本徳市 

## 第 12 回東日本支部監査報告(野本監事の口頭によ指摘意見)

なお、30 年度には、支部事業の執行において、四段位実技研修会、そば大学講座、審査員研修会、支部会員そば打ち交流大会などについて、開催地の会員団体が主管として運営をしていますが、支部の事業を全て直轄で実施するのは困難であり、今後も、会員団体と協力しながら事業を実施していくことが望まれます。

支部事業であり、支部と主管団体の緊密な連携で事業を執行し、事業収支も透明性が求められるのは当然であり、それぞれ提出された収支報告書、収支明細書、領収書などの支出証拠書を拝見させていただきました。

しかしながら、四段位実技研修会の 1 団体は収支報告書だけで、支部長がその明細書や支出証拠書の提出求めたとのことですが、提出は拒まれ、事務局が確認ができなかったとのことです。

ただ、今までは支部と主管の事業分担、収支報告書等の提出義務などが明確に定められていないこともあり、理解不足もあったかと思いますので、今後は、支部主催事業を会員団体を主管として実施する場合の規定を定めるなど、適正な事業執行に努める必要があることを指摘しておきます。

### 第 3 号議案

#### 監事の選出について(案)

平成 30 年 9 月監事石野忠秋氏の死去に伴い下記の者を監事として推薦する。

氏 名	所 属	住 所 地
小 森 康 弘	とちぎ蕎和会	宇都宮市

任期 次期役員改選時まで(石野氏の残存期間)

## 第4号議案

### 一般社団法人全麵協東日本支部事業計画書(案)

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

#### 1 第12回通常総会の開催

日時・会場 令和元年5月20日(月) 13:30～ 麵業会館  
内 容 ・平成30年度事業報告  
・平成30年度収支報告・監査報告  
・役員(監事)選出  
・平成31・令和元年度事業計画案  
・平成31・令和元年度収支予算案

#### 2 四段位認定会(技能)の開催

##### 第1会場

開催日 令和元年10月19(土)、20(日)  
会場 埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)  
主管 埼玉会場実行委員会

##### 第2会場

開催日 令和2年2月29日(土)～3月1日(日)  
会場 宇都宮市清原工業団地管理センター  
主管 宇都宮会場実行委員会

#### 3 第11回全麵協東日本支部会員そば打ち交流大会の開催

開催日 令和2年2月16日(日)  
会場 板橋グリーンホール  
主管 江戸流手打ちそば二・八の会  
参加チーム 支部正会員 最大12チーム(36人)  
競技種目: 二八そば(1.0k)、10割そば(1.5k)、更科そば(二八の1.0k)

#### 4 段位認定地方審査員審査技術研修会の開催

多くの審査員が参加しやすくすることを目的に、平成29、30年度と支部北、南と2回に分けて開催してきたが、経費の面で継続することは困難なことが判明しました。(北会場が大幅な赤字)

5年に3回受講の義務でもあり、1か所で定員を決めて募集し、定員を超えた場合、受講の必要性の高い者を優先することとして開催したい提案したい。

開催日 令和2年2月15日(土)  
会場 板橋グリーンホール  
内容 講義(審査要領、審査員心得)等  
協力団体 江戸流手打ちそば二・八の会

#### 5 日本そば大学講座第3回東日本学舎 in 群馬の開催

日程 令和元年12月14日(土)～15日(日)  
会場 群馬県沼田市  
主管 群馬奥利根連合そば会

#### 6 地域活性化事業の推進

地域に根差したそば文化紹介制度  
そばによる地域活性化モデル事業

7 そば打ち技術交流会の開催  
四段位受験希望者対象

- ・ 本部との連携による研修会  
令和元年 6 月 15 日(土)  
佐倉市 草笛の丘  
主管 千葉県そば推進協議会  
担当 腰原
- ・ 支部自主研修会  
令和元年 7 月 15 日(月)海の日  
埼玉県県民活動総合センター  
主管 NPO 法人そばネット埼玉

- ・支部自主研修会  
東北地区(日程・会場調整中)

8 支部内で開催される全麵協直轄事業への協力  
本部との協議による

9 その他

- ① イ. 三段位認定会 (群馬奥利根連合そば会と江戸流手打ちそば二・八の会が隔年で開催するもので今年度は二八の会主管  
開催日 令和元年 6 月 23 日 (日)  
会 場 板橋区立グリーンホール

その他の三段認定会

寒河江 (11 月 30 日)、日光、千葉 (12 月 1 日)、茨城 (1 月 19 日)、  
埼玉 (3 月 14, 15 日) で実施予定

- ② 役員会の開催  
原則年 2 回開催する。
- ③ 執行役員会を適宜開催する。
- ④ インターネットメールを活用して、全麵協理事会、支部役員会の報告など会員へのきめ細かい情報提供を行う。(インターネットメールの活用会員 100%を目指す。)
- ⑤ 全麵協ホームページの支部のページを積極的に活用していく。
- ⑥ 他支部会員との交流を促進する。

第5号議案

全麵協東日本支部事業収支予算書(案)

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

単位:円

科 目	H30決算額	R1年度予算額	摘要
I 収入の部			
1 会費	410,000	475,000	95団体x5,000円 年会費未収9団体
		45,000	
2 全麵協助成金		650,000	
会費徴収手数料	586,650	600,000	
地方認定審査員研修会助成金	0	50,000	
3 事業収入		2,650,000	500円x100冊
単位取得手帳販売	42,500	50,000	
地方認定審査員研修会	361,400	400,000	
支部会員対抗選手権	1,246,100	1,000,000	
そば打ち技術研修会	2,864,900	1,200,000	
4 雑収入	2	5	預金利子等
5 借入金	74,416		野島事務局長
当期収入合計(A)	5,585,968	3,820,005	
前期繰越金	17,314	15,857	
収入合計(B)	5,603,282	3,835,862	
II 支出の部			
1 事業費		3,087,000	通信費等
1) 単位取得手帳販売経費	2,206	2,000	
本部還付金	97,710	30,000	
2) 段位認定地方審査員研修会			
主管者経費	407,243	400,000	
支部経費	8,841	5,000	
3) 支部会員対抗選手権			
主管者の経費	1,345,371	1,000,000	
4) 支部会員交流会			
交流会経費	0		
支部役員の出張費	0		
5) そば打ち技術研修会			
大会経費	2,907,716	1,200,000	
6) そば大学			
助成金	50,000	100,000	
支部役員の出張費	0	150,000	
7) 地域活性化			
助成金	0	100,000	
支部役員の出張費	0	100,000	
2 管理費		672,000	印刷インク・用紙代等 総会、役員会、執行役員会
消耗品費	36,215	40,000	
会議費	68,364	70,000	
旅費	524,992	500,000	
振込手数料	1,836	2,000	
通信費	10,295	10,000	
雑費	52,220	50,000	切手等
3 返金	74,416		野島事務局長
4 予備費	15,857	76,862	
当期支出合計(C)	5,603,282	3,835,862	

## 第6号議案議案(可決)

### (一社)全麵協支部改編検討委員会における東日本支部分割について

一般社団法人全麵協30年度第5回理事会に、支部改編検討委員会が提出した「一般社団法人全麵協支部設置及び運用規則の制定趣旨」(以下「制定趣旨」という。)中「東日本支部を分割する等4支部から5支部とすることとする」とあることについて、下記のとおり支部会員の意見を提出します。

下記の理由により、東日本支部の分割をやみくもに急ぐのではなく、時間をかけて様々な課題の解消と全麵協の発展に繋がるような解決策を検討していく必要があります。

支部総会では、分割の意義が不明、分割後の支部の将来像が描けない不安などの意見が相次ぎ、1年かけて議論を尽くし、来年の総会で結論を出すべきとの提案も出ています。

特に、制定趣旨の3で支部の独自性、自主性を尊重しつつとしていることを踏まえ、会員全員が納得できるような形で決着するよう、本部、支部関係者が英知を傾けることが必要と考えています。

### 理由

- ① 制定趣旨2の分割の目的で「四段位認定技能審査会の開催主管を支部に移管すること」に伴い各支部間の均衡を図る必要が生じたとありますが、各支部間の均衡を図ることは理解できるものの、各支部間の不均衡は数で案分されて解消されるような単純なものではなく、支部の特性等を総合的に検討して判断すべき重大なものと考えます。

今回の東日本支部の分割は、四段位認定会を各支部平等に1回に限定して行おうとするところから生じたものであり、受験者数等の状況を勘案して複数回実施できるようにすれば支部を分割しなくとも対応できると言えます。

これまででも、三段位認定会では受験者数に応じて回数を増やして対応してきた経緯があり、四段位にも同様に対応すれば大きな問題は無く対処できると考えます。

検討委員会の案は、単純に正会員数が等しくなるように分けたものであり、新しい東日本支部内の対象者数は60名と少なく、受験者数は更に少なくなることから、新東日本支部では段位認定会そのものが成り立たない状況に陥ってしまうことも考えられます。

- ② 支部制度が発足して12年になり、東日本支部では各種事業を通して活発な支部内地域間交流も定着してきており、会員の中からは問題があるので支部を分割すべきだという意見は一切出てきていません。
- ③ 東日本支部を分割する場合には、様々な問題を解消することが必要となりますが、特に東日本支部の交通網は鉄道も道路も縦の幹線を軸に各地域に枝状に広がっており支部を横に分断することのデメリットが生じます。

提案の新東日本支部は、首都圏を除いても距離的には交通網から大きな縮小にならず広域に渡ることは必然であり、経費的にも負担が大きくなるので、この点を考慮しなければ支部を分割することのメリットとはなりません。

提案の新東日本支部については、あまり大きい団体が見受けられないことから、支部の拠点をどこに

置いてどの会員団体が運営の責任者、事務局を担っていくのかなど分割後の支部の運営について、支部会員にとって不利益にならないよう、それぞれ支部間の均衡を図っていくきめ細かな対応が必要となります。

- ④ 全麵協では、定款の目的にある「地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働の精神に基づいた、そばによる地域振興を進める。」としていますが、本部は全麵協の目的である、「そばによる地域振興」について各支部において取り組むべき地域振興事業の具体的計画を示すことが必要であり、その観点からも支部体制をどうするか考えるべきであります。

本部の案では、茨城県を首都圏支部に栃木県と群馬県を新東日本支部に入れる形で、北関東の三県を二分する案を示していますが、北関東三県は行政的にも地政学的にも共通の環境にあり、これまでも様々な面で連携して各種事業を展開してきた経緯があるので、分割案はそばによる地域の振興を図るという観点からはあまり得策とは考えられません。

現在の東日本支部は、各会員との交流に特段支障は無く、都市部と地方のそばによる交流や地域の伝統あるそば文化の伝承などにも連携して取り組んでいることから、この関係を継続して更に適切な状況に進展させていくことが、全麵協自体の発展に繋がっていくことと考えています。

制定趣旨 1 の支部設置の明確化及びその運用規則を定めることについては、賛同します。

制定趣旨 3 については、当然のことであり、特に異論はありません。

一般社団法人全麵協の支部改編検討について資料

1	支部設置及び運用規則の制定趣旨	23
2	31.1.18 検討委員会に提出した東日本支部執行役員会の意見	24
3	31.3.11 支部執行役員会の意見	25
4	31.4.22 支部役員会報告	26
5	第 1・2 回支部改編検討委員会資料	28

平成 31 年 3 月 6 日

## 一般社団法人全麵協 支部設置および運用規則の制定趣旨

- 1 平成 26 年 5 月全国麵類文化地域間交流推進協議会が、一般社団法人全麵協と法人として設立され、その定款に  
第 10 章  
第 46 条 当法人は、理事会の決議により支部を置く
  - 2 支部は第 4 条の目的に基づき、当該支部に関する事業を行う
  - 3 支部は第 26 条第 1 項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦することができると規定されているのみで、現在運用されている 4 支部がこの定款に定める支部であるのか否か不明確であった。  
また、支部における所管都道府県についても明確な規定もなく、旧の全麵協規約で定めたものを実質的に引継ぎ運用していたところである。  
このため、支部設置および運用規則を定めてこれを明確にすることとする。
- 2 平成 31 年度から全国認定会「四段位認定技能審査会」の開催主管を支部に移管したことに伴い各支部間の均衡を図る必要が生じたことなどから、全麵協正会員数、その構成員である個人会員および特別個人会員の分布数を均衡化した規模の支部とし、これを基準とし所管の都道府県を按分することにより東日本支部を分割する等 4 支部から 5 支部とすることとする。
- 3 本規則制定の趣旨は、全麵協本部に権限を集中するものではなく、支部の独自性、自主性を尊重しつつ、本部との役割分担を明確にし、かつ、一体的な運用を図るためのものである。

### 東日本支部内の検討状況について

11月15日の理事会で唐突に出された案件であり、12月3日に支部執行役員会（支部長、副支部長、事務局長、幹事計計9名）で協議した。

#### その結果

- 1 現在、当支部では支部区域の現状に対して改編を求める意見は出ていない。  
理事会で東日本支部分割の案が出た意図が理解できない。
- 2 日本の伝統食文化の代表ともいえる“そば食文化”は一様でなく、そばの打ち方や食べ方まで各地域の特性に合わせた独自の文化が継承されてきていて、全麵協の一組織の支部といっても。会員はある程度広域な交流が不可欠となっている。
- 3 東日本支部は大きく分けて、青森から福島までの6県、茨城、栃木、群馬の北関東、埼玉、千葉、東京、神奈川の首都圏、その圏域に属さない新潟で構成されているが、これをどのように分割しても、地域間の交流は大きく損なわれる。
- 4 特に、近年の段位認定受験者（初二段）の受験者数減少はより深刻であり、新規受験者の開拓や減少地域への支援などが必要になっている今日、その広がりや閉ざされる恐れが大きく、全麵協の基幹事業である段位認定制度の継続発展が危ぶまれることになる。
- 5 社団法人化となつてから、理事長が本部と支部の連携強化を重点項目としてきたが、1昨年まで開催されていた本部・支部連絡会議も中断されており、近年の社会経緯財環境の変化により、段位認定制度の継続的発展が危ぶまれる中、大切なのは、支部改編よりも会員と直接接する支部と本部が緊密に連携することではないでしょうか、

# 全麵協東日本支部平成 30 年度第 4 回執行役員会

(結果概要)抜粋

平成 31 年 3 月 11 日(月)

さいたま市市民活動サポートセンター

## 報告事項

### 第 5 回全麵協理事会の概要

#### 議題

#### 1 東日本支部分割について

担当 阿部

別添の 6 日開催の支部再編検討委員会の報告をした。(資料は今のところ非公開)

東日本支部の分割案が提案されて、この案を 7 日の理事会に提案したいとのことであったが、県の区割りが明確に記載されており、まだ、支部会員が分割のことも知らないうちに県別の区割りを決めることは、支部会員に混乱が起きる可能性があり、理事会には、規模の平準化のための東日本支部分割を検討することの趣旨を承認していただくことで検討委員会は了承し、7 日の理事会に提出された。

執行役員会では、再編検討委員会が提案している

「今後の本部・支部の緊密な連携を図り、各支部が活発に活動するには支部の規模を平準化することが効果的である」との見解には理もあり、東支部だけ全面反対というわけにはいかない。むしろ、支部は分割しても、事業の相互活用で壁を低くしながら今以上に交流が図れることを目指したほうが良いとの意見で一致した。

ただし、検討案では、群馬、栃木が東日本で、茨城が首都圏に割りされているが、北関 3 県は行政的にも連携をとっており、茨城も東日本にすることも考えられるとして、野上副支部長が検討することになった。

いずれにしても、6 月 23 日の理事会には区割り案を提案することになっており、早急に支部会員への理解を深める行動に出る必要があることを確認した。

# 一般社団法人全麵協東日本支部平成 31 年度第 1 回役員会

平成 31 年 4 月 22 日(月)

かのうや(さいたま市)

## 議事結果概要(下線)

### 次 第

#### 支部長あいさつ、報告

別添「全麵協理事長から、『全麵協理事・東日本支部長 阿部成男は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 83 条及び第 84 条の規定による全麵協理事の「忠実義務」及び「競業及び利益相反取引の制限」に該当し、全麵協の理事或いは NPO 法人そばネット埼玉の理事の辞任を求められていること。』について」のとおり

#### 議題

##### 1 東日本支部の分割について

別添資料 1(3 月 11 日第 4 回執行役員会報告抜粋)(1 ページ)

議長(阿部支部長)が資料に基づき経緯を説明し、支部会員の理解を得られれば、5 月 20 日の支部総会に提案したいとしたが下記の意見が出て支部会員の意見を聞きながら慎重に対応することとなった。

##### 主な意見

野上副支部長 茨城が本部提案では首都圏支部になっているが、地域振興の連携を考えると群馬、栃木の北関東 3 県の連携が有効との見方と、段認定者からすると首都圏のほうが交通面から利便性が高いとの意見もあり分かれている。

A この再編について、支部から要望が出ているのか？ 規模だけで再編するというのはいささか乱暴ではないか。地域の特性を無視して、性急に行う必要性が分からない。時間をかけて支部会員の意見を聞きながら進めるべきだ。

B この案で、首都圏は分かりやすいが、東日本はどこが中心となるのか見えない。東日本の交通網を無視しており、理解できない。

C そもそも、段位認定制度のことが中心ではないか？ 現在、ほとんど地域振興についての施策をやっていないがこれでいいのか？

D 単位取得が地域によって大きなハンディが出ていて、地方では四段、五段の受験をあきらめる人が出ていて、これが初二段受験者の減少にも影響していることが懸念されており、支部の再編もそれらも念頭に置いて検討することが必要だ。

E 何のために支部を分割するのか、納得できるような説明が無い。

F 今までの状態で、何ら不便は感じていないが、全麵協として大きな不便が出てきていて、早急に改善する必要性が高まってきているのか、よく理解できない。

G 東日本支部は、広域であり移動は大変かもしれないが、各地の様々なそば文化を学ぶことができ、交流も活発になってきていて、早急に改善すべき大きな問題点は見当たらない。

H 支部を分割することによって出てくるメリットとデメリットが明確になっていないので、そこをきちんと整理して、会員が納得できるように説明してもらいたい。

- I 支部を分割することによって、現在の課題が解消され、今後は全麵協と会員のためにもっと良くなるという将来構想が見えていない。
- J 支部を新たに作るのは、事務局の設置や運営に必要な経費の捻出など、人的、財政的負担が大きくなることから、小団体の集まりではうまく対応できない。東日本を2つに分けてもうまくいかない。
- K 手順が違う。上から降ろしてきてすぐにも実施したいという本部のやり方は、会員を無視している。  
一般社団法人は、会員の声反映される形で運営していくことが基本であり、会員の中でじっくり議論して結論を出していくべきであり、性急過ぎるやり方は問題である。検討する時間が必要であり、結論が出るまで実施は先送りすべきである。

以上のほかにも現在の東日本支部分割の必要性についての疑問と、来年度に分割するのは性急であり、時間をかけて検討することが必要との意見が大勢を占めて、各役員は地元の会員の意見を伺うとともに、支部の全会員から意見を伺うこととすることになった。

## 2 第12回支部総会の議事について

平成30年度事業報告書案 別添資料2(10ページ)

平成31、令和元年度事業計画案 別添資料3(21ページ)

執行委員会提案のとおり、支部総会への議案として了承された。

収支報告、収支予算については、監査を受けた後として、後日、役員会に諮ることでも了承された。

役員(監事)の補充について

監事2名のうち、石野忠秋氏が昨秋逝去されたことによる欠員について、執行役員会から下記の方を推薦し、総会に提案することで承認された。

とちぎ蕎和会(宇都宮市) 会長 小森康弘 任期1年(石野氏の残任期間)

## 3 その他

A 会員から

昨年全麵協総会に出席の回答をして、当日に会場に行ったら、「回答が来てないので傍聴席に行ってほしい。」と言われたが、どちらの事務の不手際かその時点では不明でも、正会員が出席してしたのだから、発言権のある正会員席にすべきではないか。硬直的な対応には疑問がある。

支部長: その時の事情が分からないが、総会通知に出席確認票がない場合の措置について記載されていないならば、正会員が出席している場合は、出席を認めるべきと思うので本部事務局に伝える。

以上

平成 31 年 3 月 6 日

第 2 回全麵協支部改編検討委員会次第

開催日時 平成 31 年 3 月 6 日午後 2 時～

開催場所 全麵協研修センター

【協議事項】

1. 全麵協支部設置および運用規則の制定

(1) 制定趣旨

(2) 規則のポイント

ア 支部所管都道府県区域の設定

- ・ 東日本支部を分割して新規に首都圏支部を置く・・・5 支部制

支部間の均衡

情報伝達の徹底

きめ細かな運営

イ 本部・支部との関係

- ・ 協調連携関係

定款 46 条に基づく支部としての位置づけの明確化

- ・ 支部長の任命

支部で定める選出方法により支部長候補を推薦し、全麵協理事長が任命

ウ 支部組織

2. 規則制定による今後のスケジュール

(1) 理事会への報告承認

(2) 総会への提案

(3) 全国認定会の開催は、平成 31 年度から仮施行で実施

(4) 全国認定会以外の事項は平成 32 年 4 月 1 日から施行

3 その他

平成 31 年 3 月 6 日

## 一般社団法人全麵協 支部設置および運用規則の制定趣旨

- 1 平成 26 年 5 月全国麵類文化地域間交流推進協議会が、一般社団法人全麵協と法人として設立され、その定款に  
第 10 章  
第 46 条 当法人は、理事会の決議により支部を置く
  - 2 支部は第 4 条の目的に基づき、当該支部に関する事業を行う
  - 3 支部は第 26 条第 1 項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦することができると規定されているのみで、現在運用されている 4 支部がこの定款に定める支部であるのか否か不明確であった。  
また、支部における所管都道府県についても明確な規定もなく、旧の全麵協規約で定めたものを実質的に引継ぎ運用していたところである。  
このため、支部設置および運用規則を定めてこれを明確にすることとする。
- 2 平成 31 年度から全国認定会「四段位認定技能審査会」の開催主管を支部に移管したことに伴い各支部間の均衡を図る必要が生じたことなどから、全麵協正会員数、その構成員である個人会員および特別個人会員の分布数を均衡化した規模の支部とし、これを基準とし所管の都道府県を按分することにより東日本支部を分割する等 4 支部から 5 支部とすることとする。
- 3 本規則制定の趣旨は、全麵協本部に権限を集中するものではなく、支部の独自性、自主性を尊重しつつ、本部との役割分担を明確にし、かつ、一体的な運用を図るためのものである。

平成 31 年 3 月 6 日

## 一般社団法人全麵協 支部設置および運用規則の制定趣旨

- 1 平成 26 年 5 月全国麺類文化地域間交流推進協議会が、一般社団法人全麵協と法人として設立され、その定款に

### 第 10 章

第 46 条 当法人は、理事会の決議により支部を置く

2 支部は第 4 条の目的に基づき、当該支部に関する事業を行う

3 支部は第 26 条第 1 項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦することができる

と規定されているのみで、現在運用されている 4 支部がこの定款に定める支部であるのか否か不明確であった。

また、支部における所管都道府県についても明確な規定もなく、旧の全麵協規約で定めたものを実質的に引継ぎ運用していたところである。

このため、今回支部設置および運用規則を定めてこれを明確にしたものである。

2 支  
[Redacted text block]

- 3 平成 31 年度から全国認定会四段位技能審査認定会の開催主管を支部に移管したことに伴い各支部間の均衡を図る必要が生じたことから、全麵協正会員数、その構成員である個人会員および特別個人会員の分布数を均衡化した規模の支部とし、それを基準とした所管都道府県を按分することとした。したがって、現状の 4 支部から 5 支部にすることにより各支部が均衡のとれた適正規模なものとなると認められる。

- 4 前 3 項の通りの状況からのものであり、全麵協本部に権限を集中するものではなく、支部の独自性、自主性を尊重しつつ、本部との役割分担を明確にし、かつ、一体的な運用を図るために本規則を制定するものである。

削除

## 一般社団法人全麵協 支部設置および運用規則

### (目 的)

第1条 この規則は一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という)定款第10章第46条に基づく、支部の設置およびその運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (本 旨)

第2条 支部は定款第4条の目的を達成するため、当該地域の全麵協正会員が連携してそばを活用した社会貢献と地域振興活動を行うとともに、日本の伝統食文化であるそばを広く社会に普及浸透させるとともに、その伝統を継承することによって全麵協の発展に寄与することを本旨とする。

### (支部の設置)

第3条 全麵協に次に掲げる支部を置くものとする。

名 称	所管都道府県	備 考
北海道支部	北海道	
東日本支部	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、 栃木、群馬、新潟	
首都圏支部	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川	
中日本支部	長野、山梨、富山、石川、福井、岐阜、 愛知、静岡	
西日本支部	三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、 兵庫、岡山、広島、山口、鳥取、島根、 香川、徳島、愛媛、高知、福岡、大分、 熊本、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄	

### (事 業)

第4条 支部は全麵協が定める毎年度の事業計画等に基づいて、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 全麵協定款第5条に掲げる事業およびこれに関連する事業
- (2) 関係行政機関および各種団体との連携と情報収集
- (3) 支部会員の意見、要望および情報の集約と全麵協本部への具申
- (4) 全麵協からの要請による事業
- (5) 全麵協正会員、個人会員、特別個人会員の拡充事業
- (6) その他支部長が必要と認める事業

#### (支部会員)

第5条 各支部に所属する全麵協正会員(以下「支部会員」という)は、当該支部の区域内に所在する次の各号に掲げるものをもって構成するものとする。

- (1) 全麵協定款第6条に定める全麵協正会員
- (2) その他、全麵協理事会で認めた者

#### (支部会員の役割)

第6条 支部会員は支部が実施する事業活動に積極的に参加し、当該事業活動を通じて支部におけるそば普及浸透を図り、全麵協の発展に努めるものとする。

#### (支部役員)

第7条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長
  - (2) 副支部長
  - (3) 支部役員
  - (4) 会計監査
- 2 支部長は、当該支部の定めるところにより選出された支部長候補者を全麵協理事長が任命する。

#### (支部長の責務)

第8条 支部長は、全麵協本部の理念、基本方針等をよく理解し、全麵協本部と連携して、円滑な支部の運営を図ることを責務とする。

#### (会 議)

第8条 支部の会議は支部総会、支部臨時総会および支部役員会とする。

- 2 支部総会は毎年1回開催するものとする。
- 3 支部役員会はおおむね4半期ごとに1回を目途に開催するものとし、支部長が招集し、主宰するものとする。ただし、支部長が必要と認める場合は、その都度開催できるものとする。

#### (担当部員の指名)

第9条 支部は、事業の円滑な運営のために必要と認める場合、全麵協本部組織に対応する支部担当部員を指名することができるものとする。

- 2 前項により指名を受けた担当部員は、全麵協本部担当部と緊密な連携を図り、当該支部の事業の円滑な運営に努めるものとする。

#### (事務局)

第10条 支部に事務局を置くことができるものとする。

- 2 支部長は、支部役員会の承認を得て事務局の位置を定めるとともに、支部役員の中から事務局長を指名するものとする。

(支部の経費)

第11条 支部活動に要する経費は、全麵協本部からの補助および支部自らが調達するものをもって充てるものとする。

2 支部長は、毎年度ごとの経理結果について全麵協本部に報告するものとする。

(事業計画、事業結果等)

第12条 支部の事業計画と事業結果等については、毎事業年度ごとに各支部において関係書類を作成し、翌年度開始から遅滞ない時期に全麵協理事長に報告するものとする。

2 事業計画と事業結果等に変更を生じた場合は、必要に応じ全麵協理事長に報告するものとする。

(支部運営要領の制定)

第13条 支部の運営上必要があると認める場合、支部は支部役員会の承認を得て支部運営要領を制定することができるものとする。

2 支部運営要領を制定し又は改正しようとする場合は、事前に全麵協理事会の承認を得るものとする。

(報告および連絡)

第14条 支部長はこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、その都度、全麵協理事長に報告するものとする。

(1)第7条(支部役員)、第9条(部会の設置)に関する事項

(2)支部が行った事業の実施概要

(3)支部会員に係る社会的反響の大きな事案

(4)その他、支部運営に係る情報で必要と認める事項

2 支部長は全麵協の運営方針、事業計画その他の連絡事項等について支部会員に伝達、連絡するものとする。

付 則

1. この規則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

前1/51

## 支部別正会員、個人会員、特別個人会員数

名称(仮称)	所管都道府県	正会員数	個人会員	特別個人会員
北海道支部	北海道	62	1316	31
東日本支部	青森、岩手、秋田、宮城、山形、 福島、栃木、群馬、新潟	45	951	54
首都圏支部	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川	46	1510	54
中日本支部	長野、山梨、富山、石川、福井、 岐阜、愛知、静岡	46	722	62
西日本支部	三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、 大阪、兵庫、岡山、広島、山口、 鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、 高知、福岡、大分、熊本、佐賀、 長崎、鹿児島、沖縄	51	886	74
	計	250	5385	275

### 全麵協会員数の推移

	北海道			東日本			中日本			西日本			合計		
	A会員	B会員	C会員												
平成21年	1	31	11	5	34	8	5	28	5	2	25	2	13	118	21
平成30年	2	62		2	91		1	47		1	50		6	250	

※平成30年はA会員は地方公共団体正会員、B会員は正会員数である。

五段位受験	免除	認定講習会			受験資格無	
		既受講	新規受講	受講のみ		
<b>100</b>	10	21	79	17	19	<b>115</b>

20190228

四段位受験		認定講習会			受験資格無	
		既受講	新規受講	受講のみ		
北海道支部	61	29	32	0	1	
東日本支部	180	95	85	8	9	
中日本支部	48	20	28	3	7	
西日本支部	84	36	48	0	8	
	<b>373</b>	180	193	11	25	<b>229</b>

	都道府県
1	岩手県
7	宮城県
1	秋田県
19	福島県
13	茨城県
28	栃木県
7	群馬県
38	埼玉県
40	千葉県
16	東京都
8	神奈川県
2	新潟県

180

基調講演	11
------	----

H30五段位認定会		
一次審査	102	
筆記試験	73	
本審査	50	
合格者	22	
H30四段位認定講習会		
書類審査	398	288
幌加内	45	28
9/1,2	41	23
	86	51
宇都宮	46	17
11/3,4	46	23
	92	40
大阪	48	19
1/13,14	48	22
	96	41